

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ  
在イスラエル日本国大使館  
2021年8月9日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 8/9

● イスラエル政府は、8月8日（日）以降、新型コロナウイルス感染の一層の拡大を防止するため、7月29日に再開したグリーンパス（グリーンバッジともいう。）を強化（対象施設等の拡大）しています。グリーンパスの対象となる施設等の概要は以下のとおりです。違反した場合は1,000 シェケルの罰金を課すとしています。なお、8月20日（金）以降、グリーンパス対象施設等の更なる拡大が予定されています。

ハッピーパスは引き続き有効です。

（保健省発表、英語：本プレスリリースの後半にグリーンパスの対象となる施設等の早見表が掲載されています。）

<https://www.gov.il/en/departments/news/05082021-04>

（保健省：What is a Green Pass ? 英語）

<https://corona.health.gov.il/en/directives/green-pass-info/>

（保健省：Back to Life Vaccines for Coronavirus 英語）

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/covid19-vaccine/home-en/>

○ グリーンパスの対象となる施設等（礼拝所を除き、人数は問わない。）

イベント会場とその庭、会議場、文化イベント・スポーツイベント、飲食店の店内（レストラン、バー、コーヒーショップ、フードホール）、ジム・スタジオ、ホテル、映画館。50人以上収容の礼拝所。

○ グリーンパス対象施設等を利用できる方

12歳以上の新型コロナウイルス・ワクチン接種完了証明所持者、新型コロナウイルス感染回復証明所持者、新型コロナウイルス陰性証明所持者

12歳未満の子どもは、ハッピーパス対象施設等を除き、グリーンパス又は新型コロナウイルス陰性証明の提示は適用されませんが、8月20日（金）以降は適用対象となる予定です。

○ 新型コロナウイルス・ワクチンを接種していない方

グリーンパス対象施設等を利用する前24時間以内に実施する迅速検査の陰性証明を提示すること。

迅速検査を受けられるのは、HMO（保健維持機構、クパット・ホリーム）傘下の病院・クリニックではなく、所定の検査施設（以下URLのヘブライ語リス

ト御参照) となります。検査費用は有料です (8月20日 (金) 以降、12歳未満の子どもに対する迅速検査の検査料は無料となる予定です。)

(保健省 Rapid (Antigen) Test for Diagnosing Coronavirus、英語)

<https://www.gov.il/en/Departments/General/corona-fast-check-public>

(The list of Ministry of Health-approved rapid test providers、ヘブライ語)

[https://www.gov.il/BlobFolder/generalpage/corona-fast-check/he/subjects\\_corona\\_fast-check\\_corona-fast-checkers-list.pdf](https://www.gov.il/BlobFolder/generalpage/corona-fast-check/he/subjects_corona_fast-check_corona-fast-checkers-list.pdf)

#### ○ その他の追加規制

- 1 100人以上が参加する屋外行事でのマスク着用。
- 2 政府官庁は出勤率50%とする。私企業においても在宅勤務を推奨する。
- 3 新型コロナウイルスに感染した12歳未満の子ども又は要介護者の世話をする方は、新型コロナウイルス・ワクチンを接種済みであっても、隔離義務を負う。

#### 【参考情報】

イスラエル保健省 (英語)

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

イスラエル保健省 : Traffic Light Model (英語)

<https://corona.health.gov.il/en/local-councils-traffic-light-model/>

新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供

[https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona\\_jouhou.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html)

#### 【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: [ryouji@tl.mofa.go.jp](mailto:ryouji@tl.mofa.go.jp)

大使館HP:

[https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在留届電子登録・変更 (3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更 (3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>